

東根市競争入札参加資格者指名停止要綱運用基準

東根市競争入札参加資格者指名停止要綱（以下「要綱」をいう。）に定める指名停止等の運用に当たっては、次の基準によるものとする。

要綱第8条関係

この規定は、市から工事又は業務委託を直接請負った元請負人（受託者を含む。以下同じ。）に対して指名停止を行う場合において、その原因が下請負人（再受託者を含む。以下同じ。）の責に帰すものであるときは、下請負人にも元請負人の指名停止期間の範囲内で指名停止を行うことができる旨を定めたものである。

なお、市又は他機関発注工事の施工において、建設業法違反により下請負人のみが又は下請負人がより重責であるとして行政処分が行われた場合等については、下請負人の指名停止期間を元請負人の指名停止期間を超えて設けることを妨げるものではない。

同第9条関係

この規定の趣旨は、指名停止の実効性を確保するため、指名停止となった当該有資格業者が、指名停止期間中において共同企業体等やその構成員である単体業者として競争入札に参加することを阻むものである。

建設工事共同企業体には法人格がなく構成業者が共同で施工するものであるもので、建設工事共同企業体とその構成員については、原則として一方が指名停止となれば、もう一方も指名停止となるものである。

事業協同組合にあつては、組合とその組合員である単体業者は独立した事業者であることから、当該指名停止について責を負う場合についてこの規定を適用するものとする。

同第11条関係

ア 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第11条に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

イ 下請負人又は共同企業体等の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体等の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる

ものとする。

ウ 共同企業体等が第9条第2項の規定に基づく指名停止を受けたときについては、短期加重措置の対象としないものとする。

同第12条関係

「情状酌量すべき特別の事由」には、有資格業者に指名停止事由のいずれかに該当すると認められる事実があったが、その行為を行った時期が相当以前であり、同時期の同種の別件について、既に指名停止措置がとられており、現時点においてはその行為が認められない場合を含むものとする。

同第14条関係

「当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるとき」とは、贈賄等容疑で逮捕され、不起訴になった場合などをいう。

同第15条関係

ア 短期加重措置の対象となった案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

イ 第2号及び第3号の「悪質な事由があると認められるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

ウ 「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

(別表指名停止基準第10号及び第11号においても同様とする。)

同第21条関係

指名停止を行わない場合であって警告又は注意を行う場合には、有資格業者に指名停止事由のいずれかに該当すると認められる事実があったが、その行為を行った時期から相当程度年数が経過しており、現時点においてはその行為が認められない場合を含むものとする。

[別表指名停止基準関係]

指名停止の期間は、原則として、短期の期間を用いるものとする。ただし、悪質又は社会的影響の大きい事案等については、情状を勘案し長期の期間の範囲内において定めるものとする。

有資格業者に指名停止事由のいずれかに該当すると認められる事実があったが、その行為を行った時期から相当程度年数が経過しており、現時点においてはその行為の再発のおそれがないと認められる場合には、指名停止措置の趣旨に沿って、調達契約の相手方としての不相当性及びその程度を判断すること。

基準内の「逮捕又は公訴を知った日」及び「当該認定をした日」とは、「指名停止審査会において指名停止事由に該当する事実が報告され、認定された日」のことを示す。

同第2号関係（過失による粗雑工事及び粗雑品の納入）

「建設工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき」とは、次のような場合を代表的な例とする。ただし、およそ予測することができないような事態が発生した場合、設計図書又は発注者側の監督職員の誤った指示に基づくものであった場合は原則として指名停止は行わないものとする。

ア 会計検査院等に指摘され、指摘項目が市議会に報告されたとき。

イ 東根市建設工事検査要領第6条による「工事手直請求書」により、補修又は改造を命じられたとき。

ウ 建設工事又は調達品等の納入において、施工成績又は履行内容等が著しく不良で市に対して損害を与えたとき。

エ その他、指名停止審査会で指名停止事由に該当すると認められたとき。

同第3号関係

「県内における他の公共機関」とは、国、県、市町村、公社、公団等をいう。

同第4号関係（契約違反）

1 「契約に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、次のような場合を代表的な例とする。

ア 正当な理由がなく1か月以上の履行遅滞となった場合において、かしが重大である

と認められるとき。（工期又は納入期限等の延長承認申請を行い承認された場合は除く。）

イ 契約内容の一部を履行せず、又は異なる内容で履行した場合において、かしが重大であると認められるとき。

ウ 契約履行の検査において、不良を指摘されてもその改善に応じないとき。

エ 物品調達について、納入期限の延長申請を行わず履行遅延となったとき、又は当該申請が不承認となり履行遅延が生じたとき。

オ 物品調達及び業務委託について、契約条項に違反し、契約を解除されたとき。

カ 物品の納入検査において不合格となり交換等を求めたが、これに応じないとき。

キ その他契約条項に違反した場合において、かしが重大であると認められたとき。

2 前項の例などにより、市に対し損害を与えたときは、原則として期間の短期を3か月以上とし、最終的に契約解除に至ったときは、原則として期間の短期を6か月以上とするものとする。

3 正当な理由がなく2か月を超え4か月以内の履行遅延となった場合は1か月を、4か月を超える履行遅延の場合は、2か月をそれぞれ指名停止期間に加算するものとする。また、虚偽の報告等により工事の遅延等を隠蔽するなどの悪質な行為が認められた場合には、審査会において1か月以上の期間を定めて指名停止期間に加算するものとする。

同第5号関係（公衆損害事故）

「公衆」とは、当該事業関係者以外の者全てをいう（第6号も同様）。市と締結した調達契約の履行に当たり、死亡させたときは3か月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を5か月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは1か月～6か月の指名停止をするものとする。

同第6号関係（公衆損害事故）

「公衆に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは2か月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を3か月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは1か月以上の指名停止とするものとする。

同第5号から第9号関係

公衆損害事故又は事業関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として指名停止を行わないこととする。

ア 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

「安全管理の措置が不適切であったため」及び「当該事故が重大であると認められるとき」の該当の有無は、原則として当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことをもって判断することとする。

ただし、市と締結した調達契約において、発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合は、逮捕又は公訴の提起を待たずに指名停止を行うことができるものとする。

同第7号関係(事業関係者事故)

「事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは2カ月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を3カ月以上とするものとする。また、負傷させたときは2週間～2カ月の指名停止をするものとする。

同第8号関係(事業関係者事故)

「事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは1カ月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を2カ月以上とするものとする。また、負傷させたときは2週間～1カ月の指名停止をするものとする。

同第9号関係(県外における公衆損害事故、事業関係者事故)

「安全管理の措置が著しく不適切であったため」及び「当該事故が特に重大であると認められるとき」の該当の有無は、原則として役員等が刑法、労働安全衛生法の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことをもって判断するものとする。

「公衆に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは期間の短期を3カ月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは1カ月～6カ月の指名停止とするものとする。

同第10号関係（贈賄）

「市職員」とは、市職員の身分を有するものをいう。

同第12号及び第13号関係（独占禁止法違反行為）

独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反した場合は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人

若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕

別表指名停止基準第12号及び第13号の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が別表指名停止基準第12号及び第13号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第12条第1項の規定を適用するものとする。

同第12号及び第18号関係（独占禁止法違反行為、不正又は不誠実な行為）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

同第16号及び第17号関係（建設業法違反行為）

「建設業法の規定に違反し、監督処分を受けた場合で、・・・調達契約の相手方として不適當であると認められるとき」とは、原則として、建設業法の規定に違反し、営業停止処分

又は取消し処分がなされた場合をいう。営業停止処分の場合において、原則として、営業停止期間が1～15日のときは1カ月以上、16～30日のときは2カ月以上、31日以上のおときは3カ月以上の指名停止措置をとるものであること。

なお、指示処分がなされた場合においても、内容等を勘案して、指名停止措置を講じることができるものとする。

また、市発注工事における建設業法違反の場合は、指名停止期間を加算するものとする。

同第18号関係（不正又は不誠実な行為）

- 1 競争入札参加資格者名簿の登載にかかる東根市財務規則第105条第1項から第2項に規定する「その他市長が必要と認める書類」として提出された暴力団排除に関する誓約書に反し、同誓約書第4条に掲げる通報報告をしなかったときは、同号を適用することとする。
- 2 次のような事例については、原則として期間の短期を3カ月以上とする。
 - ア 従業員又は下請負業者若しくは資材業者に対し、正当な理由がなく賃金、下請負代金又は資材代金の不払があったとき。
 - イ 脱税、偽計業務妨害、詐欺、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反等の法令違反により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
 - ウ 不適切な積算内訳書の提出があったとき。
 - エ 市との調達契約にあたり、正当な理由なく落札決定後に契約を辞退したとき。
 - オ 過失により入札手続きを大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。
 - カ 独占禁止法違反行為（別表指名停止基準第12号又は第13号に該当するものを除く。）があったとき。
 - キ 情報の漏洩等社会的不安を引き起こしたとき。
- 3 市との契約において、相手方の理由により契約解除に至った場合は、原則として期間の短期を6カ月以上とする。

同第19号関係

「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を

有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいうものとする。

なお、「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

附 則

この要綱運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱運用基準は、平成28年4月1日から施行する。